

熊本県公報

号外 第39号の2
平成18年12月20日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課) 1

規 則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(平成7年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「施行令第1条第3号又は第4号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「施行令」という。)第4条第3号又は第4号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第1条第12号」を「第4条第12号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号ア中「第1条第4号」を「第4条第4号」に改め、同号イ中「第1条第6号」を「第4条第6号」に改め、同号ウ中「第1条第7号」を「第4条第7号」に改め、同号エ中「第1条第8号」を「第4条第8号」に改め、同号オ中「第1条第10号」を「第4条第10号」に改め、同号カ中「第1条第11号」を「第4条第11号」に改め、同号キ中「第1条第13号」を「第4条第13号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第1条第6号」を「第4条第6号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号中「又は案内表示」を削り、同号を同条第8号とする。

第3条第1号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同条第2号及び第3号中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同条第4号中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改める。

第5条の見出しを「建築物特定施設付加基準」に改め、同条中「特定施設」を「建築物特定施設」に改める。

第7条第1号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「建築促進法」という。)第2条第3号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第2条第17号」に改め、同条第3号中「新設又は」を削る。

第8条第1項中「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、同条第2項中「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、「関係書類」の次に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

第10条中「新設し、若しくは」を削り、同条第1号中「第7号」を「第8号」に改め、同条第2号中「第1条第2号」を「第4条第2号」に改め、同条第3号中「第1条第6号」を「第4条第6号」に改め、同条第4号中「第1条第15号」を「第4条第15号」に改め、同条第5号及び第6号中「第1条第16号」を「第4条第16号」に改め、同条第7号中「第1条第21号」を「第4条第21号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 施行令第4条第22号に規定する建築物

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

建築物特定施設	付 加 基 準
1 便所	(1) 施行令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房を設ける場合には、非常呼出し装置を設置すること。

	<p>(2) 施行令第4条第2号、第3号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署若しくは同条第13号若しくは第19号に規定する建築物で、床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの又は施行令第4条第21号に規定する建築物で、床面積の合計が30平方メートル以上であるものにあつては、次の設備を備えた便所を1以上設けること。ただし、これらの設備をこの号に掲げる建築物内に別に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア オストメイト（人工肛門又は人工膀胱を使用している者をいう。）対応の洗浄装置付き汚物流し</p> <p>イ 衣服を掛けるための金具</p> <p>ウ その他オストメイトに対応した設備</p> <p>(3) 施行令第4条第2号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）、同条第7号に規定する建築物（宴会場を有するものに限る。）、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署、同条第12号に規定する体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくは水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、同条第13号に規定する建築物、同条第15号に規定する飲食店又は同条第19号に規定する建築物にあつては、不特定かつ多数の者が利用する便所のうち1以上の便所におむつ交換台その他これに類する設備（以下この号において「おむつ交換台等」という。）を設けること。ただし、おむつ交換台等をこの号に掲げる建築物内に別に設ける場合は、この限りでない。</p>
2 敷地内の通路	通路に排水溝を設ける場合には、排水溝のふたは、車いすのキャスター及び杖等が溝に落ち込まないものとする。
3 エレベーター	施行令第18条第2項第5号に規定するエレベーター（特殊な構造又は使用形態のものを除く。）を設ける場合には、かご内に手すり及び扉の開閉状況を確認することができる鏡を設置し、鏡については、車いす使用者の利用に対応した適切な位置に設置すること。
4 ホテル又は旅館の客室	<p>客室の総数にかかわらず、1以上の客室は、次によること。</p> <p>(1) 車いすの移動及び転回に支障のないよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 床は、滑りにくい仕上げとし、かつ、段を設けないこと。</p> <p>(3) 非常時に避難しやすい場所に設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房を設けること。</p> <p>(5) 視覚障害者及び聴覚障害者に対応した非常警報装置を設けること。</p>
5 浴室又はシャワー室	不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室とする。

備考 構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により別表第1に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第2第1の表第6号を削り、同表第7号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同号を同表第6号とし、同表第8号中「第2条第4号」を「第2条第3号」に改め、同号を同表第7号とし、同表第9号中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同号を同表第8号とし、同表第10号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同号を同表第9号とする。

別表第2第2その1の表中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

別表第2第2その2の表第1号中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同表第2号中「第2条第8号」を「第2条第7号」に、「第7号」を「第6号」に改め、同表第3号から同表第5号まで中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改める。

別表第2第2その3の表第1号中「1 第2条第9号に規定する駐車施設」を「第2条第8号に規定する駐車施設」に改め、同表第2号を削る。

別表第3第1号中「特定建築物整備調書（別記第3号様式）」を「特定建築物整備調書

等（別記第3号様式その1及びその2）」に改める。
別記第1号様式（裏）を次のように改める。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例抜粋

第18条（関係条項抜粋）

- 2 知事は、特定建築物等のうちその種類及び規模について規則で定めるものの建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が第17条第2項及び同条第4項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主等に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物等の設計及び施工に係る事項のうち建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。
- 4 知事は、第2項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定建築主等に対し、特定建築物等の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物等若しくは特定建築物等の工事現場に立ち入り、特定建築物等、建築設備、施設設備、書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第2号様式その2中「公共的施設（路外駐車場）の新設等に係る事前（変更）協議書」を「公共的施設（路外駐車場）の改良に係る事前（変更）協議書」に、「電話」を「電話 - - 」に改める。
別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 その1 (第11条、別表第3関係) (第1面)

特 定 建 築 物 整 備 調 書

特定建築物の名称

(1) 法に基づく整備調書

*施行令第5条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあっては、2,000平方メートル(施行令第5条第18号に規定する特別特定建築物については50平方メートル、条例第29条に規定する特別特定建築物については1,000平方メートル)以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)を行う場合は、該当するすべての項目に適合することが必要です。

* () 内は、施行令該当条項です。

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分	(1) 廊下等 (第11条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否
		②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	適・否
	(2) 階段 (第12条)	①手すりの設置	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否
		③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※3	適・否
		④主な階段は回り階段でないこと。	適・否
	(3) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第13条)	①手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜部分を除く。)	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の廊下等との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否
		③傾斜部分の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※4	適・否
	(4) 便所 (第14条)	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされた車いす使用者用便所の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適・否
		②高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便所の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適・否
		③男子用小便器のある便所への床置き式小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器の1以上の設置	適・否
	(5) ホテル又は旅館の客室 (第15条)	①車いす使用者用客室の1以上の設置(客室の総数が50以上の場合に限る。)	適・否
		②車いす使用者用客室の便所は次による(当該客室のある階に車いす使用者用便房付き便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)	
		ア 便所内への車いす使用者用便房の設置	適・否
イ 車いす使用者用便房及び便所は80cm以上の出入口幅		適・否	
ウ 車いす使用者用便房及び便所に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。		適・否	
③車いす使用者用客室の浴室又はシャワー室は次による(当該客室のある建築物に不特定かつ多数の者が利用する次の構造の浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合を除く。)			

(第2面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数の利用者、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分	一続きー (5) ホテル又は旅館の客室 (第15条)	ア 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保がなされていること。	適・否	
		イ 80cm以上の出入口幅	適・否	
		ウ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(6) 敷地内の通路 (第16条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否	
		②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否	
		③傾斜路への手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下又は勾配が20分の1以下の傾斜部分を除く。)	適・否	
		④傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の通路との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否	
(7) 駐車場 (第17条)	①350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否		
	②車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否		
2 移動等円滑化経路 (第18条)	(1) 経路の設置 (第1項)	①道等から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		②利用居室(又は道等)から車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けるものを除く。)までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
		④公共用歩廊における一方の道等から公共用歩廊を通過し、他方の道等までのすべての経路を移動等円滑化経路とすること。	適・否	
	(2) 経路の構造 (第2項第1号)	階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)	適・否	
	(3) 出入口 (第2項第2号)	①80cm以上の出入口幅	適・否	
		②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(4) 廊下等 (第2項第3号)	①第1面の1(1)と同じ構造	適・否	
		②120cm以上の廊下幅	適・否	
		③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否	
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
	(5) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第2項第4号)	①第1面の1(3)と同じ構造	適・否	
		②120cm(階段に併設する場合は90cm)以上の幅	適・否	
		③12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
		④高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否	
	(6) エレベーター及び乗降ロビー (第2項第5号)	①かごの各階(利用居室、車いす使用者用便房又は駐車施設のある階及び地上階)への停止	適・否	
②80cm以上のかご及び昇降路の出入口幅		適・否		
③135cm以上のかごの奥行き		適・否		

(第3面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1	
2 移動等円滑化経路 (第18条)	一続き— (6) エレベーター及び乗降ロビー (第2項第5号)	④水平で幅及び奥行きが 150 cm以上の乗降ロビー	適・否		
		⑤かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否		
		⑥停止予定階及び現在位置のかご内表示装置の設置	適・否		
		⑦乗降ロビーへのかごの昇降方向を表示する装置の設置	適・否		
		⑧不特定かつ多数の者が利用する建築物 (床面積の合計が 2,000 m ² 以上に限る。) の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは①～③及び⑤、⑥のほか、次による。			
		ア 140 cm以上のかごの幅	適・否		
		イ 車いすの転回に支障のないかごの構造	適・否		
		⑨不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーは①～⑧のほか、次による。			
		ア かが内への到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置※5	適・否		
		イ かが内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※5 ※6	適・否		
	ウ かが内又は乗降ロビーへのかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置※5	適・否			
	(7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第2項第6号)	(エレベーターの場合) ※7	①段差解消機 (平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号に定める構造)	適・否	
			②70 cm以上のかごの幅、120 cm以上のかごの奥行き	適・否	
			③かが内の床面積の十分な確保 (車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)	適・否	
		(エスカレーターの場合) ※8	平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に定める構造	適・否	
	(8) 敷地内の通路 (第2項第7号) ※9	①第2面の1(6)と同じ構造	適・否		
		②120 cm以上の通路幅	適・否		
		③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否		
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否		
⑤傾斜路は次による。					
ア 120 cm (段に併設は 90 cm) 以上の幅		適・否			
イ 12 分の 1 以下の勾配 (高さ 16 cm以下のものは 8 分の 1 以下)		適・否			
ウ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅が 150 cm以上の踊場を設置すること (勾配が 20 分の 1 以下の場合を除く。)		適・否			
3 標識等	(1) 標識 (第19条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の付近への当該施設がある旨の見やすく、表示内容が容易に識別できる標識 (日本工業規格 Z 8210 に適合するもの。) の設置※10	適・否		
	(2) 案内設備 (第20条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の建築物又は敷地への設置 (当該エレベーター等の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合を除く。)	適・否		

(第4面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
3 標識等	—続き— (2) 案内設備 (第20条)	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、音声、文字等の浮き彫り等により示す設備の建築物又は敷地への設置（案内所を設ける場合を除く。）	適・否	
4 視覚障害者移動等円滑化経路 (第21条)	(1) 案内設備までの経路 (第21条第1項)	道等から点字表示等の施された案内設備又は案内所までの経路（1以上）を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。※11	適・否	
	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造 (第21条第2項)	①線状ブロック及び点状ブロック等（周囲の床面との色の明度・色相・彩度の差により容易に識別できるもの。）の敷設又は音声等の誘導設備の設置（風除室で直進する場合を除く。）	適・否	
		②敷地内通路は次による。		
		ア 車路近接部への点状ブロック等の敷設	適・否	
	イ 段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※12	適・否		

- (注) ※1の欄は、記入しないでください。
- ※2 告示で定める以下の場合を除きます。
- ①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ②高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ③自動車車庫に設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除きます。
- ①自動車車庫に設ける場合
 - ②段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 告示で定める以下の場合を除きます。
- ※2の①、②又は③の場合
 - ④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※5 告示で定める以下の場合を除きます。
- ①自動車車庫に設ける場合
- ※6 点字表示、音声案内、文字等の浮き彫り等の方法とします。
- ※7 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段・傾斜路部分等に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、床面積が2.25㎡以下のものとします。
- ※8 車いすでの昇降時に、2枚以上の踏段を同一面に保ち昇降するエスカレーターで、踏段の定格速度が30m毎分以下で、かつ、2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたものとします。
- ※9 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により第3面の2(8)の①から⑤によることが困難な場合は、移動等円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。
- ※10 表示する内容が日本工業規格Z8210に定められている場合に限ります。
- ※11 告示で定める以下の場合を除きます。
- ①自動車車庫に設ける場合
 - ②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導し、並びに車路近接部及び段又は傾斜部の上端近接部に点状ブロック等を敷設する場合
- ※12 告示で定める以下の場合を除きます。
- ※2の①又は②の場合
 - ③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

別記第3号様式 その2 (第11条、別表第3関係) (第1面)

特 定 建 築 物 等 整 備 調 書

(2) 条例に基づく整備調書

①特定建築物

* ()内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
建築物 特定施設 (別表第1)	1 便所	すべて(車いす使用者用便房を設ける場合)	車いす使用者用便房への非常呼出し装置の設置	適・否
	①床面積の合計が2,000㎡以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置(次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置	適・否
			イ 衣服を掛けるための金具の設置	適・否
			ウ その他オストメイトに対応した設備の設置	適・否
			※2	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置(おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)
	②床面積の合計が30㎡以上の公衆便所	病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3		
	2 敷地内の通路	すべて(通路に排水溝を設ける場合)	車いすのキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否
	3 エレベーター	すべて(エレベーターを設ける場合)	ア かご内への手すりの設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否
			イ かご内の車いす使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否
	4 ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館	高齢者・障害者に配慮した客室(1以上)の設置	適・否
ア 車いすの移動・転回に支障のない十分な床面積の確保			適・否	
イ 段のない、滑りにくい床仕上げ			適・否	
ウ 避難しやすい場所への配置			適・否	
エ 車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置(浴室又はシャワー室及び便房は、客室の総数が50以上の場合を除く。)			適・否	
オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置			適・否	
5 浴室又はシャワー室	すべて(不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否	

(第2面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
6 案内標示 (第2条第1号)	すべて	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否	
7 公衆電話台 (第2条第1号)	すべて(公衆電話を設ける場合)	車いす使用者に対応した公衆電話台(1以上)の設置	適・否	
8 券売機 (第2条第1号)	すべて(券売機を設ける場合)	ア 車いす使用者に対応した表示・金銭投入口・操作盤・取出口のある券売機(1以上)の設置	適・否	
		イ 点字表示	適・否	
9 カウンター又は記載台 (第2条第1号)	すべて(カウンター又は記載台を設ける場合)	車いす使用者に対応したカウンター又は記載台(1以上)の設置	適・否	
10 避難誘導灯 (第2条第1号)	すべて(避難誘導灯を設ける場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置	適・否	
11 客席 (第2条第2号)	劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂	車いす使用者用客席(1以上)の設置と車いす使用者用客席の表示	適・否	
		ア 幅90cm以上、奥行120cm以上	適・否	
		イ 滑りにくく、平たんな床仕上げ	適・否	
		ウ 出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置	適・否	
		エ 出入口からの通路幅は120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路及び踊場を設置すること。	適・否	
		オ 傾斜路及び踊場を設ける場合		
		(ア)幅120cm(段に併設は90cm)以上、勾配は12分の1以下(高さ16cm以下のものは8分の1以下)とすること。	適・否	
		(イ)高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否	
		(ウ)手すりの設置、滑りにくい仕上げ	適・否	
(エ)傾斜路と踊場及び通路とを色等により容易に識別するための措置	適・否			
12 更衣室 (第2条第3号)	一般公共用に供される体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室(1以上)の設置	適・否	
		ア 車いす使用者が円滑に通過できる構造の出入口	適・否	
		イ 車いす使用者に対応したシャワー設備の設置	適・否	
		ウ 更衣用のいす又はベッド、車いす使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否	

整備施設(別表第2第1)

(第3面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
13 休憩場所等 (第2条第4号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子福祉施設・母子健康センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否	
		イ 授乳を行うためのいす、幼児用のいす等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否	
14 レジ通路 (第2条第5号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否	
		イ 水平で段のない床	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

②公共的施設

区分	整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
整備施設 (別表第2第2その3)	特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		イ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		ウ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	
		エ 車いす使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。		
		(ア) 表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。	適・否	
		(イ) 幅120cm以上	適・否	
		(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置	適・否	
		(エ) 通路を横断する排水溝のふたは、車いすのキャスター及び杖等が落ち込まないものとする	適・否	
		(オ) 砂利敷としないこと。	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

(第4面)

(3) 既存部分の措置に関する状況

建築物特定施設及び整備施設	措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1
建築物特定施設	出入口	有 ・ 無	
	廊下等	有 ・ 無	
	階段	有 ・ 無	
	傾斜路	有 ・ 無	
	エレベーター等	有 ・ 無	
	便所	有 ・ 無	
	敷地内の通路	有 ・ 無	
	客室	有 ・ 無	
	駐車場	有 ・ 無	
	浴室又はシャワー室	有 ・ 無	
	整備施設	案内標示	有 ・ 無
公衆電話台		有 ・ 無	
券売機		有 ・ 無	
カウンター又は記載台		有 ・ 無	
避難誘導灯		有 ・ 無	
客席		有 ・ 無	
更衣室		有 ・ 無	
休憩場所等		有 ・ 無	
レジ通路		有 ・ 無	

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようなするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。
※1の欄は、記入しないでください。

(4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。
①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。
②対象者については、高齢者、車いす使用者、視覚障害者等を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の施行令第4条第22号の特定建築物については、この規則による改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、新規則第11条に規定する別表第3の図書については、新規則別記第3号様式にかかわらず、附則別記様式によるものとする。

附則別記様式 その1 (附則第3項関係) (第1面)

特 定 建 築 物 整 備 調 書

特定建築物の名称	
----------	--

(1) 法に基づく整備調書

* 施行令第5条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあつては、2,000平方メートル(条例第29条に規定する特別特定建築物については、1,000平方メートル)以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)を行う場合は、次に規定する施行令及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号。以下「旧施行令」という。)に規定する事項のうち、該当するすべての項目に適合することが必要です。

* () 内は、施行令該当条項です。

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準等	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分	(1) 廊下等 (第11条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否
		②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	適・否
	(2) 階段 (第12条)	①手すりの設置	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否
		③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※3	適・否
		④主な階段は回り階段でないこと。	適・否
	(3) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第13条)	①手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜部分を除く。)	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の廊下等との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否
		③傾斜路の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※4	適・否
	(4) 便所 旧施行令第10条	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保、標識の掲示等がなされた車いす使用者用便房(1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否
		②男子用小便器のある便所への床置き小便器等(1以上)の設置	適・否
	(5) 敷地内の通路 (第16条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否
		②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置(踏面の端部と周囲との色の明度・色相・彩度の差確保)、つまずきにくい構造	適・否
		③傾斜路への手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下又は勾配が20分の1以下の傾斜部分を除く。)	適・否
		④傾斜路の存在を容易に識別するための措置(前後の通路との色の明度・色相・彩度の差確保)	適・否
(6) 駐車場 (第17条) 旧施行令第12条	①350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
	②車いす使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
	③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	

(第2面)

建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準等	措置の状況	指導の内容等※1		
2 移動等円滑化経路(第18条)	(1) 経路の設置(第1項)	①道等から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否		
		②利用居室(又は道等)から車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けるものを除く。)までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否		
		③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路(1以上)を移動等円滑化経路とすること。	適・否		
	(2) 経路の構造(第2項第1号)	階段又は段を設けないこと(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)	適・否		
	(3) 出入口(第2項第2号)	①80cm以上の出入口幅	適・否		
		②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(4) 廊下等(第2項第3号)	①第1面の1(1)と同じ構造	適・否		
		②120cm以上の廊下幅	適・否		
		③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否		
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(5) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(第2項第4号)	①第1面の1(3)と同じ構造	適・否		
		②120cm(階段に併設する場合は90cm)以上の幅	適・否		
		③12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否		
		④高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否		
	(6) エレベーター及び乗降ロビー(第2項第5号)	①かごの各階(利用居室、車いす使用者用便房又は駐車施設のある階及び地上階)への停止	適・否		
		②80cm以上のかご及び昇降路の出入口幅	適・否		
		③135cm以上のかごの奥行き	適・否		
		④水平で幅及び奥行きが150cm以上の乗降ロビー	適・否		
		⑤かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否		
		⑥停止予定階及び現在位置のかご内表示装置の設置	適・否		
		⑦乗降ロビーへのかごの昇降方向を表示する装置の設置	適・否		
		⑧不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは①～③及び⑤、⑥のほか、次による。	/		
		ア 140cm以上のかごの幅		適・否	
		イ 車いすの転回に支障のないかごの構造		適・否	
		⑨不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーは①～⑧のほか、次による。	/		
		ア かご内への到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置※5		適・否	
		イ かご内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※5 ※6		適・否	
ウ かご内又は乗降ロビーへのかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置※5	適・否				

(第3面)

建築物特定施設		建築物移動等円滑化基準等	措置の状況	指導の内容等※1
2 移動等円滑化経路(第18条)	(7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第2項第6号)	(エレベーターの場合)※7 ①段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定める構造)	適・否	
		②70cm以上のかごの幅、120cm以上のかごの奥行き	適・否	
		③かご内の床面積の十分な確保(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	適・否	
		(エスカレーターの場合)※8 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定める構造	適・否	
	(8) 敷地内の通路(第2項第7号)※9	①第1面の1(5)と同じ構造	適・否	
		②120cm以上の通路幅	適・否	
		③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否	
		④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		⑤傾斜路は次による。		
		ア 120cm(段に併設は90cm)以上の幅	適・否	
	イ 12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること(勾配が20分の1以下の場合を除く。)	適・否		
3 案内設備までの経路	(1) 経路の設置(第1項)	視覚障害者が円滑に利用できる経路(1以上)の設置※10	適・否	
	(2) 誘導装置(第2項第1号)	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等の誘導設備の設置(風除室で直進する場合を除く。)	適・否	
	旧施行令第14条	(3) 敷地内の通路(第2項第2号)	①車路近接部への点状ブロック等の敷設	適・否
②段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※11			適・否	

- (注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2 告示で定める以下の場合を除きます。
 ①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ②高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 ③自動車車庫に設ける場合
 ※3 告示で定める以下の場合を除きます。
 ①自動車車庫に設ける場合
 ②段部分と連続して手すりを設ける場合
 ※4 告示で定める以下の場合を除きます。
 ※2の①、②又は③の場合
 ④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
 ※5 告示で定める以下の場合を除きます。
 ①自動車車庫に設ける場合
 ※6 点字表示、音声案内、文字等の浮き彫り等の方法とします。
 ※7 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段・傾斜路部分等に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、床面積が2.25㎡以下のものとします。
 ※8 車いすでの昇降時に、2枚以上の踏段を同一面に保ち昇降するエスカレーターで、踏段の定格速度が30m毎分以下で、かつ、2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設けたものとします。
 ※9 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により第3面の2(8)の①から⑤によることが困難な場合は、移動等円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。
 ※10 告示で定める以下の場合を除きます。
 ①自動車車庫に設ける場合
 ②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導し、並びに車路近接部及び段又は傾斜部分の上端近接部に点状ブロック等を敷設する場合
 ※11 告示で定める以下の場合を除きます。
 ※2の①又は②の場合
 ③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

附則別記様式 その2 (附則第3項関係) (第1面)

特 定 建 築 物 等 整 備 調 書

(2) 条例に基づく整備調書

①特定建築物

* ()内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 便所	すべて (車いす使用者用便房を設ける場合)	車いす使用者用便房への非常呼出し装置の設置	適・否	
	①床面積の合計が 2,000㎡以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置 (次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否	
		ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置	適・否	
		イ 衣服を掛けるための金具の設置	適・否	
	ウ その他オストメイトに対応した設備の設置	適・否		
②床面積の合計が 30㎡以上の公衆便所 ※2	病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置 (おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否	
2 敷地内の通路	すべて (通路に排水溝を設ける場合)	車いすのキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否	
3 エレベーター	すべて (エレベーターを設ける場合)	ア かご内への手すりの設置 (特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否	
		イ かご内の車いす使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置 (特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否	
4 ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館	高齢者・障害者に配慮した客室 (1以上) の設置	適・否	
		ア 車いすの移動・転回に支障のない十分な床面積の確保	適・否	
		イ 段のない、滑りにくい床仕上げ	適・否	
		ウ 避難しやすい場所への配置	適・否	
		エ 車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置	適・否	
オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置	適・否			
5 浴室又はシャワー室	すべて (不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室 (1以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)) の設置	適・否	

建築物特定施設 (別表第1)

(第2面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
整備施設 (別表第2第1)	6 案内標示 (第2条第1号)	すべて	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否
	7 公衆電話台 (第2条第1号)	すべて(公衆電話を設ける場合)	車いす使用者に対応した公衆電話台(1以上)の設置	適・否
	8 券売機 (第2条第1号)	すべて(券売機を設ける場合)	ア 車いす使用者に対応した表示・金銭投入口・操作盤・取出口のある券売機(1以上)の設置	適・否
			イ 点字表示	適・否
	9 カウンター又は記載台 (第2条第1号)	すべて(カウンター又は記載台を設ける場合)	車いす使用者に対応したカウンター又は記載台(1以上)の設置	適・否
	10 避難誘導灯 (第2条第1号)	すべて(避難誘導灯を設ける場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置	適・否
	11 客席 (第2条第2号)	劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂	車いす使用者用客席(1以上)の設置と車いす使用者用客席の表示	適・否
			ア 幅90cm以上、奥行120cm以上	適・否
			イ 滑りにくく、平坦な床仕上げ	適・否
			ウ 出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置	適・否
			エ 出入口からの通路幅は120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路及び踊場を設置すること。	適・否
			オ 傾斜路及び踊場を設ける場合	
(ア) 幅120cm(段に併設は90cm)以上、勾配は12分の1以下(高さ16cm以下のものは8分の1以下)とすること。			適・否	
(イ) 高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。			適・否	
(ウ) 手すりの設置、滑りにくい仕上げ	適・否			
(エ) 傾斜路と踊場及び通路とを色等により容易に識別するための措置	適・否			
12 更衣室 (第2条第3号)	一般公共用に供される体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室(1以上)の設置	適・否	
		ア 車いす使用者が円滑に通過できる構造の出入口	適・否	
		イ 車いす使用者に対応したシャワー設備の設置	適・否	
		ウ 更衣用のいす又はベッド、車いす使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否	

(第3面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
13 休憩場所等 (第2条第4号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子福祉施設・母子健康センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否	
		イ 授乳を行うためのいす、幼児用のいす等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否	
14 レジ通路 (第2条第5号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否	
		イ 水平で段のない床	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

②公共的施設

区分	整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
整備施設 (別表第2第2その3)	特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		イ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		ウ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	
		エ 車いす使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。		
		(ア) 表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。	適・否	
		(イ) 幅120cm以上	適・否	
		(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置	適・否	
		(エ) 通路を横断する排水溝のふたは、車いすのキャスター及び杖等が落ち込まないものとする	適・否	
		(オ) 砂利敷としないこと。	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

(第4面)

(3) 既存部分の措置に関する状況

建築物特定施設及び整備施設	措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1	
建築物特定施設	出入口	有 ・ 無		
	廊下等	有 ・ 無		
	階段	有 ・ 無		
	傾斜路	有 ・ 無		
	エレベーター等	有 ・ 無		
	便所	有 ・ 無		
	敷地内の通路	有 ・ 無		
	客室	有 ・ 無		
	駐車場	有 ・ 無		
	浴室又はシャワー室	有 ・ 無		
	整備施設	案内標示	有 ・ 無	
		公衆電話台	有 ・ 無	
券売機		有 ・ 無		
カウンター又は記載台		有 ・ 無		
避難誘導灯		有 ・ 無		
客席		有 ・ 無		
更衣室		有 ・ 無		
休憩場所等		有 ・ 無		
レジ通路	有 ・ 無			

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。
※1の欄は、記入しないでください。

(4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。
①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。
②対象者については、高齢者、車いす使用者、視覚障害者等を記入してください。

